

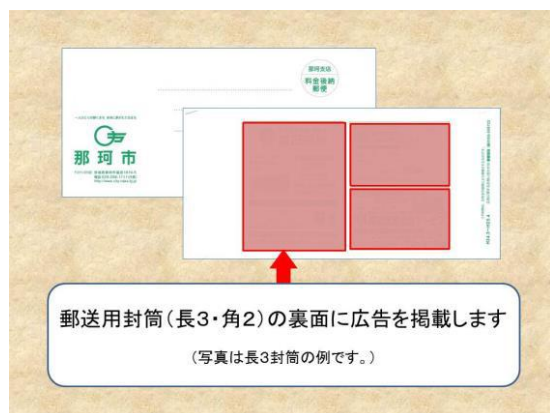
「広告入り封筒」 有料広告のご案内

郵送用封筒/窓口用封筒

「広告入り封筒」は、株式会社郵宣協会との協定に基づき使用している封筒になります。

封筒には郵送用と窓口用の2種類があり、事業者の皆様の広告を掲載しておりますので、広告掲載希望をお待ちしております。

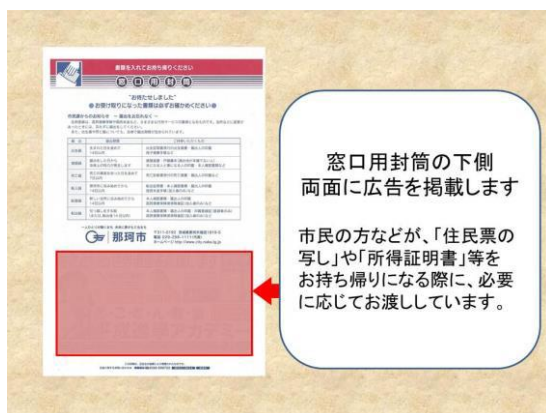
概要



◆郵送用封筒

那珂市が個人・事業所・官公庁等に
発送する郵便物に使用する封筒
※一部専用封筒を使用する業務の郵
便物を除く

年間使用見込：約9万枚



◆窓口用封筒

住民票の写しや所得証明書等の各種
証明書を持ち帰る際に使用する封筒

年間使用見込：約2万5千枚

広告掲載の
お申し込み先

株式会社郵宣協会東日本支社
住所：宮城県仙台市青葉区本町1丁目12-12
電話：0120-599-722
ホームページ：<https://www.pma.co.jp/>

お申し込み方法

◆お申し込み方法

「広告入り封筒」は、株式会社郵宣協会との協定に基づき使用している封筒になりますので、お申し込みは、直接「株式会社郵宣協会東日本支社」へご連絡ください。

株式会社郵宣協会東日本支社

住所：宮城県仙台市青葉区本町1丁目12-12

電話：0120-599-722

ホームページ：<https://www.pma.co.jp/>

要項（抜粋）

◆お申し込みができる者

市内又は近隣市町村に住所又は事業所若しくは店舗等を有する者で、次のいずれにも該当しない者

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
- (2) 市税その他公租公課に滞納がある者
- (3) 本市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中の事業者
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足る相当の理由が認められる者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (7) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (8) 賭博・ギャンブルに係る業種又は事業者
- (9) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (10) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認める者

◆掲載できる広告の要件

次のいずれにも該当しないもの

- (1) 政治活動又は宗教活動に係る広告
- (2) 個人の宣伝に係る広告
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある広告
- (4) 詐欺その他正当な取引と認められない広告
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関する広告
- (6) 青少年保護及び健全育成並びに消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でない広告
- (7) その他掲載する広告として市長が適当でないと認めたもの

◆掲載基準

上記の「掲載できる広告の要件」に規定するもののほか、「那珂市広告掲載審査基準」をご確認ください。

有料広告全般の
お問い合わせ

那珂市総務部総務課 行財政改革推進室

〒311-0192 那珂市福田1819-5

電話 029-298-1111（内線573）

メール gyoukaku@city.naka.lg.jp